

令和 6 年度厚木市総合教育会議第 2 回会議次第

日時 令和 7 年 1 月 27 日（月）

午後 2 時から

会場 厚木市役所本庁舎 3 階

特別会議室

1 開会

2 あいさつ

山口 貴裕 厚木市長

佐後 佳親 厚木市教育委員会教育長

3 案件

（1）厚木市教育大綱の改定方針について

資料 1

（2）幼保小連携推進事業について

資料 2

4 報告事項

（1）部活動の地域移行について

資料 3

5 その他

6 閉会

厚木市総合教育会議 構成員名簿

(令和6年4月1日現在)

職 名	氏 名
市長	やまぐち たかひろ 山 口 貴 裕
教育長	さのち よしちか 佐 後 佳 親
教育長職務代理者	すぎやま しげお 杉 山 繁 雄
教育委員	もり あつこ 森 厚 子
教育委員	やまもと まさひこ 山 本 正 彦
教育委員	みやざき まさひこ 宮 崎 昌 彦

厚木市総合教育会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、厚木市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議・調整事項)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する市長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

- 2 会議及び次条に定める会議録の公開等に関して必要な事項は別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、総合教育会議を開催したときは、会議録を作成し、これを公表する。

2 前項の規定による公表は、前条第1項ただし書により総合教育会議を公開しないこととした部分を除くものとする。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、市長の事務部局企画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附則

この規程は、平成27年4月26日から施行する。